高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)の取扱いについて

高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)(以下「補助金」という。)は、 都道府県が、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に通う低所得世帯の 生徒に対して、高等学校等専攻科修学支援金(以下「専攻科支援金」という。)の支給を行う場合 に、国が都道府県に対して所要額を補助するものである。

なお、ここで言う「専攻科支援金」とは、本補助金の補助要件を満たす都道府県事業の総称であり、特定の事業形態を指すものではない。

1 補助金の交付手続について

- (1) 補助金の交付手続については、「高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修 学支援)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)」によること。
- (2) 補助金の支払は、補助金の額を確定した後に行うこととし、交付手続に係る標準的なスケジュールは以下のとおりとする。

7月、10月 所要見込額調査(対象者数及び所要見込額)

※当該年度の執行計画及び翌年度予算の概算要求の参考に使用。

3月 交付申請書の提出【都道府県→文部科学省】 交付決定【文部科学省→都道府県】 実績報告書の提出【都道府県→文部科学省】

翌年度4月 額の確定、支払【文部科学省→都道府県】

2 専攻科支援金について

(1)対象となる学校

補助金の算定対象となる学校は、公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の設置する専攻科(以下「高等学校等専攻科」という。)の学科のうち、以下の①又は②の要件を満たすものとする。ただし、特別支援学校の専攻科については、③の要件を満たす場合も対象とする。都道府県は、毎年度、域内に所在する高等学校等専攻科について、①~③の要件を確認し、対象となる専攻科の学科を文部科学省に報告するものとする。

- ① 大学への編入学基準を満たす課程を有するもの なお、ここでいう「大学」とは、短期大学を含むこととし、ここでいう「編入学基準を満 たす課程」とは、平成28年文部科学省告示第63号又は第64号に定める基準を満た すものとする。
- ② 国家資格者養成課程を有するもの
 - なお、ここでいう「国家資格」とは、資格のうち、法令において当該資格を有しない者は 当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用すること ができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者 を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付 けられているものをいう。
- ③ 就労支援に資する教育課程を有するもの(特別支援学校の専攻科に限る。)
- ※ 株式会社立の高等学校専攻科に在学する生徒についても、当該学校を認可した市町村が 所在する都道府県が専攻科支援金の支給を行う場合は補助対象とする。

(2) 対象となる者

補助金の算定対象となる者は、(1)の高等学校等専攻科に在学し、以下の①~⑤の全ての要件を満たす者とする。

- ① 日本国内に住所を有する者
- ② 高等学校等専攻科を修了していない者
- ③ 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月(特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限。)を超えない者

在学期間は、その初日において高等学校等専攻科に在学していた月を一月として計算することとし、次に掲げる期間は通算しないものとする。

- ・日本国内に住所を有していなかった期間(その初日において日本国内に住所を有していなかった月を一月として計算し、専攻科支援金の支給を受けることのできた月を除く。)
- ・高等学校等専攻科を休学していた期間(令和2年4月1日以前に高等学校等専攻科を 休学していた期間を含む。)
- ④ 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、以下のア又はイに 該当する者
 - ア 保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者
 - イ 保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が八万五 千五百円未満である者(アに該当する者を除く。)

ここでいう保護者等とは、生徒に保護者(親権を行う者(親権を行う者のないときは、 未成年後見人)をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百 六十四号)第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定に より親権を行う児童相談所長、同法第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施 設の長及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百五十七条の二第二項の規定により 財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人を除く。)がいる場合は当 該保護者とし、生徒に保護者がいない場合は当該生徒(当該生徒が主として他の者の収入 により生計を維持している場合にあっては、当該他の者)とする。

なお、高等学校等専攻科に通う生徒については、大多数が在学中に成年年齢に達して父母の親権に服さなくなるが、この場合の「保護者等」の考え方は、成年年齢に達する日の前後において判定における取扱いが変更とならないよう、「当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者」にある「当該他の者」を「成年年齢に達する日以前の日において生徒等の保護者であった者」(生徒等の父母であれば、その両名)を指すものとして取り扱うこととする。

- ⑤ 以下のいずれかに該当する学科に通う者
 - ア 大学への編入学基準を満たす課程
 - イ 国家資格者養成課程
 - ウ 就労支援に資する教育課程(特別支援学校の専攻科に限る。)

なお、①~⑤に該当する者が次のア~ウのいずれかに該当するときは、補助の対象としない。ただし、災害、疾病その他のやむを得ない事由があると都道府県が判断した場合は、この限りではない。また、年度の途中でア~ウのいずれかに該当することとなった場合、アについては処分を受けた日の属する月の翌月から、イとウについては翌年度の四月から補助の

対象としないこととする。

ア 退学・停学(三か月以上のものに限る。)の処分を受けた者

ただし、停学処分を受けた者であって、三か月未満の期間で復学した者については、 処分を受けた日の属する月の翌月から、処分が解かれた日の属する月までの支給をし ないこととする(処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合は、処分 を受けた日の属する月の翌月の支給をしないこととする。)。なお、この場合において、 支給期間の進行は停止しない。

イ 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下 の者

ウ 一の年度における出席率が5割以下の者

※ 対象となる学校において、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒が、上記ア〜ウに該当しないことの確認を行い、都道府県は、様式○を活用するなどして学校から報告を求め、確認を行うこと。

(3) 支給期間

補助金の算定対象となる専攻科支援金の支給期間は、高等学校の専攻科については最大で24月、特別支援学校の専攻科については最大で36月とする。

ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないものについては、当該修業年限とする。また、特別支援学校の専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県が必要と認めるものについても、同様に当該修業年限までとする。

(4) 専攻科支援金の額

①専攻科支援金の額及び補助対象上限額

補助金の算定対象となる専攻科支援金の額は、支給対象高等学校等専攻科の授業料の月額に相当する額((2)④イに該当する者(住民税非課税に準ずる世帯)については、授業料の月額に相当する額の1/2の額)とする。

ただし、授業料の月額に相当する額((2) ④イに該当する者(住民税非課税に準ずる世帯)については、授業料の月額に相当する額の1/2の額)が以下の表の補助対象上限額を超える場合にあっては、専攻科支援金の額は補助対象上限額とする。この表中、「区分1」は、(2) ④アに該当する者(住民税非課税世帯)とし、「区分2」は、(2) ④イに該当する者(住民税非課税に準ずる世帯)とする。

<専攻科支援金の補助対象上限額>

	高等学校		特別支援学校	
	区分 1	区分 2	区分 1	区分2
公 立	9, 900	4, 950	600	300
私 立	35,600 (注)	17,800 (注)	35, 600	17, 800

(注) 私立の高等学校専攻科通信制課程は区分1が12,100円、区分2が6,050円

なお、高等学校等就学支援金制度においては、1単位あたりの授業料を設定している場合は、別途1単位あたりの支給限度額を設けているが、本制度においては、定額授業料の場合の補助対象上限額と同じ額とし、通算の支給上限単位数及び年間の支給上限単位数は設定しない。

②授業料債権への充当

補助金の算定対象となる専攻科支援金の額は、授業料の月額に相当する額(補助対象上限額を超える場合にあっては、補助対象上限額)、つまり、学校設置者が有する受給権者の

授業料に係る債権(以下「授業料債権」という。)の額となる。したがって、授業料減免等により、授業料の一部又は全部が免除されている場合は、授業料債権そのものが減額又は 消滅しているため、授業料減免後の授業料債権の額が専攻科支援金の額となる。

また、授業料債権そのものを減じる授業料減免事業は、専攻科支援金の支給ではないため、補助対象とはならない。専攻科支援金は、あくまで、授業料債権が生じていることが確認でき、その弁済に充てるために支給するものに限る。

(5) 所得に応じた支給

専攻科支援金は、(4)①のとおり所得に応じた補助対象上限額を設けているが、所得確認の基準は、世帯構成を考慮した基準である道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額により判断する。

対象となる世帯	保護者等の道府県民税所得割額 と市町村民税所得割額の合算額	世帯年収の目安 (参考)
区分1 住民税非課税世帯	0円(非課税)	270 万円未満程度
区分2 住民税非課税に準ずる世帯	100円(※)以上85,500円未満	270~380 万円未満程度
※住民税非課税世帯の 1/2 倍	100円(祭)以上85,500円不何	

※ 実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなり、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が1~99円となることはない。この場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は非課税となるため、課税証明書等の内訳において1~99円と記載されている場合であっても、住民税非課税世帯の支給額の対象となる。

(6) 受給資格認定

専攻科支援金の支給にあたっては、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒が、受給資格認定申請書に保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を証明する書類(以下「課税証明書等」という。)を添付して、(必要に応じて、学校設置者を経由して)当該高等学校等専攻科の所在地の都道府県知事(公立の専攻科の場合は都道府県教育委員会)(以下「所在地都道府県知事等」という。)に申請し、その認定を受けることを標準とする。

ただし、別の方法により、生徒本人の受給の意思及び支給要件を確認することとした場合はこの限りでない。

なお、所得確認を行う保護者等の全員又は一部が住民税の賦課期日(1月1日)に日本国内 に在住しておらず、課税状況の確認ができない場合は、補助の対象とはせず、保護者等の全 員の最新の課税証明書等が確認できる場合に限って、対象とする。

(7)収入状況の届出

受給権者に係る所得確認については、受給権者が、毎年度、都道府県の定める日までに、 課税証明書等を添付した「保護者等の収入に関する事項」に係る届出書を、(必要に応じて、 学校設置者を経由して)所在地都道府県知事等に提出することを標準とする。

ただし、別の方法により、所得要件を確認することとした場合はこの限りでない。

(8) 休学

受給権者が休学する場合は、受給権者である生徒が、専攻科支援金の支給の停止を所在地都道府県知事等に申し出ることを標準とする。

ただし、支給の停止を行わないこととした場合はこの限りでない。

(9) 転学

受給権者が転学等をする場合は、転学元と転学先で修業年限が異なる場合があり得る。その場合は、以下の計算式に基づき、転学元での支給期間を勘案した上で、転学先での残りの支給期間を計算することとする。

○転学先での残りの支給期間

=転学先の修業年限(月数)から転学元の在学期間相当(※)を除いた月数 ※ 転学元での在学月数×転学先の修業年限/転学元の修業年限(端数切捨て)

例1:修業年限1年の専攻科に5月在学→修業年限2年の専攻科に転学 2年(24月) - 5月 × 2年 / 1年 = 14月

例2:修業年限2年の専攻科で18月在学→修業年限1年の専攻科に転学 1年(12月) - 18月 × 1年 / 2年 = 3月

例3:修業年限3年の専攻科で10月在学→修業年限2年の専攻科に転学 2年(24月) - 10月×2年/3年 = 18月 (端数切捨て)

(10) 専攻科支援金の支給方法

専攻科支援金の支給方法については、学校設置者による代理受領とすることを標準とする。 ただし、本人の申し出等により都道府県が生徒への直接支給その他の方法によることとした場合はこの限りでない。

なお、(4)②のとおり、授業料債権そのものを減じる授業料減免事業は、専攻科支援金の 支給ではないため、補助対象とはならない。

3 留意事項

- (1) 各都道府県は、その円滑な実施を図るため、本制度の内容について十分な周知等を行うこと。
- (2) 専攻科支援金の受給資格認定申請及び収入状況届出にあたっては、各都道府県及び支給対象高等学校等専攻科の設置者において、個人情報の取り扱いには十分留意するとともに、生徒及び保護者のプライバシーに配慮した書類の提出方法について、特段の配慮を行うこと。特に学校現場で生徒の世帯収入を把握することについては、世帯の所得を学校に知られたくないという保護者等の意見があることも踏まえ、申請書類の内容を学校ではなく所在地都道府県知事等で確認できるようにすることが望ましいこと。
- (3) 受給資格認定申請及び収入状況届出において、2(6)(7)の標準的な手続を行わない場合であっても、支給要件及び支給額の算定根拠等については、書類等により確認可能な 状態としておくこと。
- (4) 令和2年度は、本事業においてマイナンバーを用いることができないため所得割額により判定を行うが、令和3年度7月からは、課税所得を基にした判定基準に移行する予定である。なお、見直し後の判定基準では「調整額」を確認する必要があるが、課税証明書等では調整額を確認できないことが多いため、基本的にはマイナンバーにより情報照会を行う必要がある。そのため、各都道府県においても、適宜、独自利用事務に位置付ける等の準備を進めること。